二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬越四三六一から四三六四まで、四三六五の一、四三六六の一、四三六七の一、四三六八の一、四三六八の二、四三六九の一、四三七〇の二、字梨木平四三七二の一、四三七三から四三七七まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年八月二十日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町小無雁字向中沢上七〇四の一五、七〇四の一八、七〇四の一九、字小無雁谷筋七四四から七四六まで、七五〇から七五三まで、七五五、七五六、七六八から七七一まで、七七三、七七四、字かりやす七七八の一、七七八の二、七八九、河合町保字東中岩二一四一の一、二一四二の一、二一四二の二、二一四三、二一四四、河合町稲越字向山三一一八の六、字大谷三一八九の七から三一八九の九まで、字小谷平三二〇八の四、古川町笹ケ洞字向松山一六〇〇、古川町黒内字松ケ野二一七一の一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成二十二年八月二十日
農林水産大臣　山田　正彦
一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
香川県さぬき市大川町田面字不**枌**三五一六の一九、三五一六の三〇、三五一七の四、三五一六の一九地先
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百五十九号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
平成二十二年八月二十日
防衛大臣　北澤　俊美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十二年六月四日防衛省告示第百五号）	平成二十二年六月十日から同年八月三十一日まで	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十二年七月九日防衛省告示第百三十号）	平成二十二年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十二年九月二十七日から同年十二月二十七日まで

○中部地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年八月二十日
中部地方整備局長　富田　英治
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百二号　名古屋市緑区鳥澄三丁目一〇七番から同市緑区鳥澄三丁目一一四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年八月二十日
北海道開発局長　高松　泰
一　(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北見市西三輪一丁目六四一番三から同市小泉五六九番一まで	前	B 二一・七四～三二・八〇	八・九六五	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C・D 一四・四二～四三五・〇〇	一・二八一	
	後	A 二一・七四～三二・八〇	九・三五三	
	後	B・C 一四・四二～四三五・〇〇	八・九六五	
	後	D 一四・四二～四三五・〇〇	一〇・五九〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部